

第 1 4 回

総会議事録

日 時	令和 6 年 7 月 1 2 日 (金) 午後 1 時 3 0 分
場 所	山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鏑水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
欠	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第14回総会（定例）

日 時：令和6年7月12日（金）

午後1時30分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第 1 4 回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 54 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 56 号 事業計画変更承認申請について

議第 57 号 山形農業振興地域整備計画の変更について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

(4) 農地法第 5 条届出受理通知書の返戻について

(5) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(8) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 連絡事項

- (1) 次回の総会（定例）について 令和6年8月13日（火）
- (2) 次回の委員調査について 令和6年8月 8日（木）

7 その他

8 閉 会

第 1 4 回総会議事録

(令和 6 年 7 月 1 2 日 (金) 市庁舎 1 0 階 委員会開催室)

出席委員 2 3 名

欠席委員 1 名

開 会 午後 1 時 3 0 分

事 務 局	(定足数報告) 本日は、21 番小松武委員から欠席の連絡を受けております。 在任委員数 24 名中、出席委員数 23 名、欠席委員数 1 名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人はおりません。 (出席推進委員の紹介) 第 1 ブロック：石沢覚推進委員、第 2 ブロック：須藤久仁夫推進委員、第 3 ブロック：結城克実推進委員、第 4 ブロック：三澤孝司推進委員が出席しています。 議長より開会及び挨拶をお願いします。
議 長	(開会及び挨拶)
議 長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、22 番丹野長利委員、1 番長澤弘委員にお願いし、書記に岩田係長を任命します。 議事に入ります。 議第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程します。なお、議案中、20 番石川富夫委員に関する案件がありますので、当該案件について、石川委員の議事への参与はできません。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	説明に入る前に、38 号について申請者より取下げの申出がありましたので削除をお願いします。 案件は 37 号から 44 号まで 7 件で、農地の所在、申請人、申請事由等については記載の通りです。 37 号は、金井地区、借入地の買受による所有権移転で、引き続き水稻を栽培の予定です。 39 号は、金井地区、隣接地の買受による所有権移転で、ソバを栽培予定です。委員調査を実施しております。 40 号は、蔵王地区、経営拡張のための所有権移転で、水稻を栽培の予定です。 41 号は、村木沢地区、新規就農のための所有権移転で、キュウリ・

議 長	トマトなどを栽培の予定です。委員調査を実施しております。 42号は、高瀬地区、経営移譲のための使用貸借による権利の設定で、柿・サクランボを栽培の予定です。 43号は、千歳地区、新規就農のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 44号は、飯塚地区、経営拡張のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 以上7件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
推 名 委 員	調査委員の報告をお願いします。 39号について、12番推名委員から報告をお願いします。 申請人及び内容は、議案書記載の通りです。 譲受人は明治地区を中心に、バラやアジサイなどの花卉栽培をしている、[]でして現在は、[]が代表取締役となっております。申請地はカントリーエレベーターから北東に約100mの場所に位置し、令和5年10月に取得した農地に隣接しております。約1,000坪のバラ栽培用鉄骨ハウスを建て、経営規模拡大を計画していましたが、新型コロナウイルスによる巣ごもり生活などの影響で、現在花きの単価がかなり安くなっているそうです。そういう状況であるため、3年間は様子見も兼ねて、東金井そば組合のご協力をいただきながらソバ栽培をする予定でございます。農業従事日数ですが、譲受人が200日、[]が150日です。通作距離は自宅から約6km、車で15分です。周辺地域の影響は問題なしと考えております。土地購入費は[]円、すべて[]です。現地調査した結果、排水がちょっと良くない農地かという気もしましたがけれども、周りにはソバ栽培農地もあり、今後は東金井そば組合の指導のもと頑張るとのことでした。調査の結果、許可相当と判断しますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長 推 名 委 員	次に41号について、12番推名委員 から報告をお願いします。 申請人及び内容は、議案書記載の通りです。譲受人は現在、山形市[]に在住しており、[]を営んでおります。高齢になり、農業をして生活していきたいことや、共に会社経営をしている[]さんが本業一本ではこの先不安であり、農業もしてみたいとの思いから、農地付きの空き家を探していたところ、条件の良い物件が見つかったことから申請に至りました。申請農地は、東北中央自動車道山形パーキングエリアスマートインターチェンジから北へ約200mの場所に位置し、空き家バンク登録の住宅に付随した農地です。長年管理されてなく、雑草や一部樹木が生い茂っている状況で整備が必要です。順次、整備をしながら、トマト、キュウリ、ナスなどを作付けする予定です。 農業従事予定者は譲受人と[]、従事日数は年間170日

	です。通作距離は、現在の自宅から 10.2 km、車で約 20 分。購入予定の住宅からだ隣地であり 1 分もかかりません。周辺農地への影響は問題なしと考えます。保有農機具ですが、この空き家に付随した作業小屋に耕運機 1 台、動力噴霧器 1 台、背負い噴霧器 2 台、草刈り機 1 台。他に一輪車等がありました。農機具もすべて譲り受けるそうです。栽培指導や販売先は、JA 山形西部営農センターの営農指導員に相談するという事です。2 年以内を目途に住宅リフォームを完了し、新しく求めた住宅に引っ越す予定です。調査の結果、許可相当と判断します。ご審議よろしくお願いします。
議 長	次に 43 号について、14 番後藤委員から報告をお願いします。
後 藤 委 員	借人、貸人、申請地等は記載の通りです。借人は新規就農、貸人は高齢化による経営縮小です。借人は新たに農地を探していたところ、借人の父親が借地していた農地を引き続き営農することになり申請に至りました。申請地は山形国際交流プラザから北西へ 6 km ほど進んだところ。トマトや蔬菜栽培をする畑として、ハウスが 8 a、残りは露地になっていました。盛土等の農地改良は不要ということです。借人は 1 年間の農業研修を実施しており、農林大学校は 1 年間修学しているとのことでした。農機具はトラクター 1 台、管理機 1 台、動力噴霧器 1 台をリースしているということです。通作距離は自宅から 2.5 km、車で 7 分です。農作業に従事する世帯員は本人 1 名です。農業従事日数は年間 300 日の予定です。申請地は営農中の畑であり、許可後も引き続き畑として営農し、ミニトマトを栽培するという事です。調査の結果、許可相当と判断いたしますのでご審議よろしくお願いします。
議 長	次に 44 号について、14 番後藤委員から報告をお願いします。
後 藤 委 員	申請人、申請地等は記載の通りです。借人は認定新規就農者の認定申請中です。経営規模拡大を考えたところ、推名農業委員から貸付希望の農地を紹介していただき今回の申請に至っています。現在は休耕中の畑で、除草剤の散布等はしていますが、草刈等は十分ではなく、推名委員からきちんと草刈をするようにと指導されています。かぼちゃ、ミニトマトを栽培する予定です。申請地にはハウスがあり、修繕しないと使えない状況ですが、送風機や井戸はきちんと稼働することを確認してきました。営農センターの方からの指導を受けるほか、山辺町で農業研修をしていた時の指導者からも指導を受けるということです。農機具は耕運機 1 台を所有しており、トラクター 1 台、動力噴霧器 1 台を導入予定です。通作距離は自宅から 4.5 km、車で 8 分ほどです。農業従事日数は年間 250 日従事するということです。調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。

議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
遠 藤 委 員	43 号について、貸人と借人は■■■■でしょうか。
後 藤 委 員	■■■■ではありません。借人の■■■■が借りていた農地を、今度は■■■■が借りるということです。
森 田 委 員	39 号ですが、土地購入費が■■■■円とのことでしたが、これは総額ですか、それとも 1 反歩あたりの金額ですか。
推 名 委 員	総額で■■■■円です。
議 長	他にありませんか。無いようですので出席推進委員の方々から意見をいただきたいと思います。石沢推進委員お願いします。
石 沢 推 進 委 員	特にありません。
議 長	須藤推進委員お願いします。
須 藤 推 進 委 員	雑草だらけの農地を引き継いで、農地として活用するという申請もあって大変良いと思っています。
議 長	結城推進委員お願いします。
結 城 推 進 委 員	新規就農者が増えれば放棄地になることを防げるのかなと思いました。
議 長	三澤推進委員お願いします。
三 澤 推 進 委 員	大変良く調査されていて分かりやすく聞かせていただきました。ありがとうございます。
議 長	ありがとうございました。 それではお諮りします。議第 53 号について許可することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認められますので、議第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第 54 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局	内容は、4号、5号の2件で、農地の所在、申請人、申請事由等については、記載の通りです。 4号は、滝山地区、畑地造成のための一時転用です。 5号は、滝山地区、同じく畑地造成のための一時転用です。 関連性がありますので、15ページの事業計画変更1号をご覧ください。滝山地区、同じく畑地造成のための一時転用で、令和5年度より畑地造成を行っており現在事業実施中のものです。このたび造成計画の変更が必要となったため変更の承認申請があったものです。4号、5号は、隣接する土地であり、事業計画変更1号についても、4号の南側に隣接する土地です。4号の畑地造成計画に伴い、耕作の効率を向上させるため、5号および事業計画変更1号についても、それぞれ隣接する部分について、造成の発生、変更が必要となったことから、この度の申請があったものです。 4号、5号とも、委員調査を実施しております。以上の2件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 4号、5号について、12番推名委員から報告をお願いします。
推名委員	4号はすごく窪地になっている農地でして、昨年も違う申請人の農地を委員調査しました。作業効率や生産性向上を図る目的で、一時転用により畑地造成を進めているものです。造成費用は[REDACTED]が負担することとなっております。4号は新規造成予定地であり、元の所有者が離農するにあたり、今回の申請人が、昨年8月に譲り受けた農地です。5号はすでに造成は終わっており、ソバ栽培が行われていました。ただし、法面部分が残っており、この度、4号の造成計画に伴い、法面に盛土をして、隣接地との高低差を揃え、耕作可能面積を増やすことを目的としております。被害防除対策ですが、汚水、生活雑排水は排出なし、雨水は地下浸透及び暗渠排水です。聞いたところによると、電気柵が不要で、有刺鉄線だけでイノシシの害もないとのことでした。八森地区には合っているのかなあという印象です。ただし、何回か耕うんすると石が出てくるため、建設会社に対してもう少し客土を厚くしてほしいと要望してきました。調査の結果、産業廃棄物の搬入や土砂流出の危険性も見られず、土地所有者総意の畑地造成のための一時転用であり、効率的な営農が期待できることから、4号並びに5号は、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に対して、皆さん質問意見等ありませんか。
今野委員	去年、私も調査しましたが、一番下の方はかなりの土が盛られておりました。下の方に土留め等がありますか。

推 名 委 員	特に、土留めはなかったと思います。専門的なことは分かりませんが、安定勾配をきちんと確保し、法面は階段状に法面を作っていくのですが、それで対応できるとの説明でした。
議 長	他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議第 54 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 54 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	内容は、15 号から 20 号まで 6 件で、農地の所在、申請人、申請事由等については、記載の通りです。 15 号は、大郷地区、賃借権設定で、一時転用による道路改良工事に伴う資材置場です。委員調査を実施しております。 16 号は本沢地区、所有権の移転で、特定建築条件付き売買予定地での宅地分譲です。委員調査を実施しております。 17 号は、楯山地区、所有権の移転で、特定建築条件付き売買予定地での宅地分譲です。第 3 種農地相当と判断しております。 18 号は、大郷地区、所有権移転で、戸建ての専用住宅の建築です。第 2 種農地相当と判断しております。 19 号は、出羽地区、所有権移転で、敷地拡張しての資材置場の設置です。第 2 種農地相当と判断しております。 20 号は、南沼原地区、賃借権設定で、一時転用による工事関係者用の仮設駐車場です。委員調査を実施しております。 以上の 6 件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 15 号案件について 14 番後藤委員から報告をお願いします。
後 藤 委 員	申請地等は記載の通りです。借人は、土木工事業を営む法人で、今回中野南線改良工事にあたり、埋め戻し材に使用する土砂等の工事施行期間中の一時保管用地として申請しております。申請地は市立大郷小学校より南東へ約 650m の場所に位置する農用地区域内の農地です。農振農用地ではありますが、一時的利用に該当するもので、また作業場所や効率性から当該地に代わる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。現在申請農地は休耕していますが、借人が使用後に整地等により復旧することを確認しております。汚水、生活雑排水は排出なし、雨水は地下浸透で、造成せず、均一に鉄板を敷くということです。以上により隣接地への排水や土砂等の流出はないと判断

	しました。開発許可は不要であり、最上川中流土地改良区からの意見書も確認しております。土地造成費は■■■■円で、自社施工及び自社保有資材、再利用材を活用するため所要資金■■■■円となっています。賃借料は3ヶ月で■■■■円ということです。調査の結果、許可相当と判断いたしました。なお、当該事業は一時転用に当たるため、事業完了後に農地へ復旧することが条件となっております。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	次に、16号について14番後藤委員から報告をお願いします。
後 藤 委 員	申請人及び内容は記載の通りです。譲受人は山形市内で不動産事業等を営む法人です。長谷堂地区内で宅地分譲を計画したということで、市立本沢小学校や幼稚園などの教育施設が近く、上下水道も整備されていることから、住宅用地を求める世代からの需要が見込めると考え、計画地として選定しました。申請地は本沢小学校から東へ約200mの場所に位置する農地です。上下水道の両施設が埋設されている道路の沿道にあって、500m以内に2以上の教育施設等が存在する区域内の土地であるため、第3種農地と判断しています。3種農地を選定していることから原則許可と考えられます。被害防除対策として、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透、造成は盛土を行います、L型擁壁を新設します。以上より隣接地への排水土砂等の流出はないと判断しました。開発許可は事前協議提出済みで見込み有です。道路法24条許可については事前協議調整済みで、承認見込み有です。これは道路側に沿って側溝を設置するというものです。土地取得費は■■■■円。1坪当たり■■■■円。土地造成費は■■■■円で、建築費は5棟合わせて■■■■円です。資金は■■■■で資力を確認しております。1棟当たりの販売価格は平均で■■■■円だそうです。調査の結果、許可相当と判断いたしました。なお、当該許可は建築を条件とするものです。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	次に20号について、12番推名委員から報告をお願いします。
推 名 委 員	申請人並びに内容は議案書記載の通りです。借人は、建設業を営む法人です。この度、社会福祉施設の増設工事を請負いましたが、工事施工敷地内に工事関係者の駐車スペースを確保できないため、隣接する当該農地を一時的に仮設駐車場とするため申請に至りました。申請地は、山形市学校給食センターより南東へ約350mに位置する農用地区域内農地ですが、工事施工期間中の一時的な利用に該当します。また作業の効率性や、周辺に代わる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、工事完了後は、借人の責任のもと、耕作可能な農地へ復旧することを確認しております。被害防止対策ですが、汚水、生活雑排水は排出なし、雨水は地下浸透、造成はなし。ただし、申請地を重機で軽く整地後、鉄板を敷く予定です。費用は、造成費が約■■■■円かかるとのことでしたが、自社施工及び自社保有資材、

	再利用資材を活用するため、 円です。賃借料は 円、開発許可は不要です。水路を跨ぐスロープを設置するため、法定外公共物占用について、調整済みです。また、工事概要については町内会を通じ、周知済みです。調査の結果、許可相当と判断します。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
日下部委員	20号について、仮設駐車場ということですが、駐車場の進入路は社会福祉施設の駐車場を利用して入っていくということなのですか。
推名委員	既存の駐車場から入っていきますが、1m近く仮設駐車場が低いところにあります。そこに先ほど言ったようにスロープを設けて入っていく予定です。
日下部委員	これは社会福祉法人の工事のための駐車場ということなのですか。
推名委員	あくまでも社会福祉法人が増設する工事期間中、作業員の仮設駐車場です。工事完了後は速やかに農地に復旧する予定です。
議 長	他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議第55号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第55号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決めます。 次に進みます。 議第56号 事業計画変更承認申請についてを上程します。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局	内容は、1号、1件で、農地の所在、申請人、申請事由等については、記載の通りです。内容については、先ほど4条許可の際に説明のあった通りです。滝山地区、畑地造成のための一時転用で、事業実施中に隣接地での畑地造成が計画されたため、それにあわせて隣接する部分の造成計画の変更があったため承認申請がされたものです。当初法面にて仕上げる計画だったものを、隣接地と高低差を揃える形に変更するものです。以上につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 (意見・質問なし)

議 長	それではお諮りします。議第 56 号について、承認することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 56 号 事業計画変更承認申請について、承認することに決します。 次に進みます。 議第 57 号 山形農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	変更内容は、農業施設用地への用途変更 5 件で、これらの変更について、市長より意見を求められています。 1 号は大曾根地区、農作業小屋のための農業用施設用地への用途変更です。 2 号は蔵王地区、畜舎のための農業用施設用地への用途変更です。 3 号は金井地区、農作業小屋のための農業用施設用地への用途変更です。 4 号は大郷地区、農作業小屋のための農業用施設用地への用途変更です。 5 号は南沼原地区、農機具格納庫兼農作業用倉庫のための農業用施設用地への用途変更です。 以上の 5 件に関する農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見について、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	それではお諮りします。議第 57 号について、適当であると認めることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 57 号 山形農業振興地域整備計画の変更について、適当であるとの意見とすることに決します。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	先に議案書を送付しておりますので、報告事項について、(1)から(8)まで案件名と件数を読み上げさせていただきます。 報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理については、49号から61号まで13件を受理しております。 報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理については、6号から9

		号まで4件を受理しております。 報告事項(3)、農地法第5条届出書の受理については、14号から19号まで6件を受理しております。 報告事項(4)、農地法第5条届出受理通知書の返戻については、1号、1件の返戻を受けております。 報告事項(5)、農地法第18条第6項の規定による通知の受理は、120号から134号まで15件を受理しております。 報告事項(6)、農地改良完了報告書の受理については、7号から10号まで4件を受理しております。 報告事項(7)、農地法第4条の規定による許可については、2号・3号の2件について許可書を交付しております。 報告事項(8)、農地法第5条の規定による許可については、95号から36ページの14号の6件について許可書を交付しております。 報告事項は以上でございます。
議 事 長	長	次に6 連絡事項について、事務局よりお願いします。
事 務 局		(1) 次回の総会(定例)について：令和6年8月13日(月) (9：30 開始予定。通常と開始時間が異なる旨説明) (2) 次回の委員調査について：令和6年8月8日(木) 調査委員は、15 番遠藤紀江委員、16 番川村栄介委員となります。
議 事 長	長	次に7 その他について、事務局よりお願いします。
事 務 局		(1) 農地パトロールについて ①農地パトロール説明会について (7月26日午前10時より開催予定。詳細は案内通知済みの旨を説明。)
議 事 長	長	その他、皆さんから何かございますか。 何もないければ、これで第14回総会を終了します。 (閉会午後2時30分)

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 事 長

議事録署名委員

議事録署名委員

